

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第474号)

平成18年10月26日

横 情 審 答 申 第 474 号

平 成 18 年 10 月 26 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

平成18年6月21日こ中児第151号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「〇〇〇に係る児童記録（〇年〇月〇日～〇月〇日間の記録）」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「〇〇〇に係る児童記録（〇年〇月〇日～〇月〇日間の記録）」の個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「〇〇〇に係る児童記録（〇年〇月〇日～〇月〇日間の記録）」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年3月9日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第2号、第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

## (1) 条例第22条第2号の該当性について

個人の氏名、個人の氏名が類推される情報、相談内容、発言内容、行動内容、本人に対する指導内容及び専門機関等からの聴取内容については、当該本人が本人開示請求者の法定代理人に開示されることの影響について不安を表明しており、開示することは当該本人の生活等を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

## (2) 条例第22条第3号の該当性について

個人の発言内容及び電話番号については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより本人開示請求者以外の特定の個人が識別されることから、本号本文に該当し、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

## (3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 個人の氏名、個人の氏名が類推される情報、相談内容、発言内容、行動内容、本人に対する指導内容及び専門機関等からの聴取内容については、当該本人の意に反して開示されることになれば、当該本人の現在及び将来にわたる生活に支障をきたすことになることから、児童相談所としては他専門機関との今後の連携上で情報提供の制限など、相談・支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある

ることから、本号に該当し、非開示とした。

イ 個人の発言内容及び電話番号については、児童記録は、単に関係者の発言を記載することが目的ではなく、児童相談所が相談者の課題等の解決のために、当該本人、代理人など関係当事者から聴取等の調査を進めるにあたり、当該本人を問題の中心として聴取を行い、家族の状態、当該本人と関係当事者との関係性を把握し更に評価・判定し、相談・支援業務を進めていくために記載をしており、当該本人、法定代理人など関係当事者の発言に関する部分について、開示することにより、当該本人、法定代理人など関係当事者との信頼関係が損なわれ協力が得られなくなり、正確な事実の把握が困難となり、今後の客観的かつ適正な評価・判定、相談・支援業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから本号に該当し、非開示とした。

ウ 請求者及び親子関係にかかわる評価、診断、指導内容などについての記載については、開示することにより、当該本人との信頼関係が崩れ、客観的かつ適正な個人の評価・判定、指導が今後困難となるおそれがあること、更にその他関係当事者との信頼関係が損なわれ、相談・支援業務に対する協力が得られなくなるなど、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 異議申立てに係る処分は、次のとおり不当である。

今回の要請は児童福祉上において当時の児童相談所の方針及び認識を確認したい、法定代理人らが相談員と話した内容等を確認したいためのものであって、何ら現在の当該本人の生活を害するおそれのあるものではない。また、開示することにより仕事がやりづらくなるというが、連絡するのが公務員の仕事として義務であり開示しても支障がないと思われる。友達、先生、姉等、面会人は児童相談所の指導の下、児童の健全な育成のため法定代理人が個人的に依頼して協力して行ったことで、開示することにより、本人開示請求者以外の特定の個人が識別されるおそれはない。また、何ら関係当事者との信頼関係が損なわれることもなく、業務に支障を及ぼすことはない。

- (3) 本件異議申立ての法定代理人供述部分については本人や児童相談所の相談員等、第三者同席の上での法定代理人が喋った証言部分であり、これを確認したいという請求を開示しないのは不当である。
- (4) 本件異議申立ての法定代理人供述部分は第三者、本人も知っていることなので本人に開示されたとしても本人の生活等を害するおそれはない。また児童相談所の相談員、法定代理人同席の下、当該本人の発言を確認することは本人の健全な育成に何ら支障を及ぼすものでも本人の指導に影響を及ぼすものでない。保護者として本人の健全な育成のため、児童相談所の指導方針や認識がどうだったかを確認したいのは当然の思いで権利である。
- (5) 開示されたものの中に明らかに誤記ではないかと思われる箇所があり、そういった点からも児童記録全般の確認を是非要請したい。

## 5 審査会の判断

### (1) 児童相談所の業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保護するため児童福祉法第12条第1項の規定により設置されている機関である。児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、家庭その他からの児童の福祉に関するしつけ、不登校等の児童育成上の問題に関するもの、児童の養護、虐待、非行等に関するもの、知的障害、自閉症等の障害に関するものなどの様々な問題等について相談に応じて、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した措置をとるもので、措置の決定に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

### (2) 本件個人情報について

本件個人情報は、未成年者本人に係る児童相談所における相談記録であり、未成年者本人、保護者、関係者等が相談をした内容、児童相談所の指導内容、本人等に係る評価等が時系列で記録されている。

なお、本件請求及び異議申立ては、保護者である法定代理人により未成年者本人に代わって行われたものである。

### (3) 条例第22条第2号の該当性について

ア 条例第22条第2号では、「本人開示請求者（第20条第2項の規定により代理

人が本人に代わって本人開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。・・・)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち個人の氏名、個人の氏名が類推される情報、相談内容、発言内容、行動内容、本人に対する指導内容及び専門機関等からの聴取内容については本号に該当するため非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 条例に基づく個人情報保護制度は、実施機関に対し、個人情報の収集、管理及び利用・提供の全般にわたり、その適正な取扱いを義務付け、この実施機関に課せられた義務の実効性を担保するという観点から、本人開示請求制度が設けられているものである。このため、保有個人情報の本人開示請求については、本人の権利利益の保護という観点から、本人からの開示請求により、当該本人に対してその個人情報を開示することが原則である。しかし、本人自らが本人開示請求をすることが困難な場合もあることから、条例第20条第2項は「法令の定めるところにより代理権を有する者その他規則で定める者・・・は、本人に代わって前項の規定による開示の請求・・・をすることができる」と定め、未成年者については、法定代理人による本人開示請求を認めている。しかしながら、未成年者本人が法定代理人にも知られたくない個人情報もあり得ることから、法定代理人による未成年者本人の個人情報開示請求に際しては、未成年者の権利利益の保護のために、その開示の是非の判断は慎重に行う必要がある。

エ ところで、我が国が平成6年に批准した児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「条約」という。）は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的としており、その第3条第1項は「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と規定し、同条第2項は「締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他のものの権利及び義務を考慮に入れて、児童の権利に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる」と規定している。また、条約第12条第1項は「締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に

自己の意見を表明する権利を確保する」と規定し、条約第16条第1項は「いかなる児童も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」と規定している。

オ 以上の条約の基本理念及び趣旨は、条例第20条第2項に定める法定代理人による本人開示請求の可否の判断に際しても、考慮されなければならない。

そして、条例が自己の個人情報をコントロールするとの基本的な考えにたつものであることから、開示請求者本人が未成年者であったとしても自己情報のコントロールに関する権利行使の主体として尊重されるべきであることはいうまでもない。とりわけ、当該本人が「自己の意見を形成する能力のある」未成年である場合には、当該本人に「影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」（条約第12条第1項）が確保されるべきであり、したがって、このような場合には、法定代理人による開示請求は極めて補完的なものとして限定して解されるべきである。

もっとも、国の「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第12条第2項は「未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求・・・をすることができる」として未成年者の法定代理人による開示請求権を認めており、そして、この法定代理人の開示請求権は未成年者本人の開示請求権とは別個の独立の請求権であるとの見解もある。しかしながら、法は代理人による開示請求権につき未成年者又は成年被後見人の法定代理人に限定しているのに対し、条例は法の規定とは異なり、前述のように、法定代理人以外の任意代理人にも開示請求権を与えている（条例第20条第2項・横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成17年3月横浜市規則第46号）第9条）こと、換言すれば、未成年者に限らず、自己の開示請求権の行使が困難な本人がいる場合に当該「本人に代わって」開示請求権を認めているのであり、本人の個人情報の保護を補完する必要がある場合を想定して定められているのであって、条例と法とでは代理人による開示請求の仕組みは明らかに異なっているのである。

そうすると、条例に基づく法定代理人からの本人開示請求が未成年者に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる場合に該当するかどうかを判断するに当たっては、条約第3条第1項に規定する「児童の最善の利益」とは何かという観点が重視されるべきである。そして、法定代理人による開示

請求においては、条約第16条第1項に規定する児童のプライバシーを保護することこそが児童の最善の利益の保護に合致し、さらに、条約第12条第1項の規定も考慮し、自己の意見を形成する能力のある未成年者については、児童の意見を表明する権利を確保し、当該未成年者の意思を十分に尊重すべきである。また、年齢、成熟度等により意思を確認することが困難と認められる未成年者については、客観的な状況から、当該未成年者の権利利益の保護のために行われているかどうかを判断すべきである。すなわち、その関係が親と子の場合であっても、その人格はそれぞれ別個であることは当然であるから、子は、相応の年齢の達した時には、親に対する関係においてもプライバシーを保護される権利を有しているといわなければならないし、また、子と親との利害が反するとまではいえなくても、子が親の干渉を拒み、自己に関する情報を親が入手することに抵抗を覚えるといった事態も容易に予想されるところである。このように様々な事例を考慮するときは、少なくとも子が自己の情報公開請求権を行使するかどうかを判断しうる年齢に達した場合には、未成年の子の親であるといえども、親が子のプライバシーに係る情報を独自の権利として公開請求できると解することは、子のプライバシーを軽視するものであって許されないといふべきである（浦和地方裁判所平成9年8月18日判決（平成4年（行ウ）第7号）参照）。

カ 以上のような観点から本件について判断する。

児童福祉法第12条の3には、児童相談所における判定を担当する職員について、医師であって精神保健に関して学識経験を有する者又はこれに準ずる資格を有する者及び大学で心理学を専修して卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者がそれぞれ一人以上含まれていること、さらに、相談及び調査を担当する職員は、「児童福祉司たる資格を有する者でなければならない」ことが規定されている。このように、児童相談所においては、医学や心理学などの専門的な知識や経験をもった職員の判断に基づき前述(1)の業務が行われている。そして本件個人情報には、相対立する未成年者本人と法定代理人との間の諸問題を解決するために児童相談所において行われた児童福祉に関する専門的な相談等の内容が記録されており、当該本人の家庭、家族関係などの状況、相談内容、児童相談所の判定、支援、指導等の内容など当該本人の健康、生活等に直接かわる機微にわたる情報であると認められる。



また、当該本人は既に義務教育を修了した者であり、自己の意見を形成する能力があることから、その意思は十分に尊重されなければならない。そして、この点につき、当審査会が実施機関に確認をしたところ、当該本人は、本件個人情報が入件異議申立ての法定代理人に開示されることについて、現在の生活を害するおそれがあるとの不安を表明していることが認められる。

したがって、本件個人情報はその全体が一の個人情報として判断されるべきである。

これらのことを考え併せると、本件請求が当該本人の最善の権利利益の保護のために行われたものと認めることには躊躇せざるを得ず、法定代理人に本件個人情報を開示することは当該本人の権利利益を害するおそれがあるとして認め、本件個人情報が本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるとして非開示とした実施機関の判断は尊重されるべきである。

キ さらに、本件は未成年者本人と法定代理人との家庭環境をめぐる諸問題についての相談記録であることから、当該本人と法定代理人の間にはいわば相反的な利害関係がある場合に該当し、このような状況の下において、百歩譲って、仮に法定代理人の開示請求権が条例上独立の権利として認められるとしても、その行使には条理上一定の制約が課されるべきものと解すべきである。そして、上述のように、当該本人が法定代理人に対して当該個人情報の開示を望んでいないことを知り、又は知り得べき場合には、法定代理人の開示請求権の存在自体を認めることが著しく正義の観念に反し、不適法なものと評価されるべき場合があるというべきである。

ク 以上のとおり、本件処分において、実施機関は本件個人情報の一部を開示しており、また、非開示部分の一部にのみ本号の該当性を主張しているが、前述のとおり本件個人情報全体が非開示情報に該当すると考えられ、他方、実施機関が非開示とした部分については開示すべきものではないことから、結論において本件処分は妥当であると判断する。

なお、実施機関は条例第22条第3号及び第7号の該当性についても主張するが、上述のとおりであるため、判断するまでもない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年6月21日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成18年7月5日 (第294回審査会)	・諮問の報告
平成18年7月13日 (第88回第一部会)	・審議
平成18年7月31日	・異議申立人から意見書を受理
平成18年7月27日 (第89回第一部会)	・審議
平成18年8月10日 (第90回第一部会)	・審議
平成18年8月24日 (第91回第一部会)	・審議
平成18年9月14日 (第92回第一部会)	・審議
平成18年9月28日 (第93回第一部会)	・審議